

献辞

豊田博昭先生は、定年後の再雇用期間満了により2020年3月末をもって本学を退職され、本学名誉教授になられます。先生が営々として築き上げられてきた数多の研究成果に敬意を表するとともに、本学における長年にわたる教育と大学運営へのご貢献に感謝の意を表するために謹んで本号を献呈いたします。

豊田先生は、中央大学法学部をご卒業後、同大学大学院法学研究科で研究を進められ、1983年に本学法学部に民事訴訟法担当の専任講師として着任されました。その後、1985年から助教授として、1992年からは教授として、学部で民事訴訟法等を担当されるとともに、大学院法学研究科においても民事訴訟法研究、同研究指導を担当されました。さらに、2004年から大学院法務研究科（法科大学院）教授も兼務されました。

大学運営の面では、2001年4月から2003年3月まで法学部長を務められました。この期間は、2004年度からスタートすることになった法科大学院制度に向けて動き出した時期と重なり、先生は学部長として本学における法科大学院の設立のために大変尽力されました。また、2014年4月から2016年3月まで本学図書館長に就かれるなど大学運営に大いに貢献されました。さらに、学外でも、広島市消費生活紛争調停委員会会長、広島県消費生活審議会会長その他多くの要職を歴任されました。

先生のご研究は、ドイツの訴訟費用援助法や仲裁鑑定法に関する研究を中心に民事訴訟法の幅広い分野をカバーするものであり、本格的な研究論文をコンスタントに発表し続けてこられました。1993年から1年間のミュンヘン大学における在外研究は、先生にとって大変実り多いものであり、その成果はご研究をさらに推し進めたことと思われまます。

私は、先生より2年後に本学に赴任しましたが、以後30数年間にわたり、先生の、一方で、研究・教育面での厳しい姿勢と、他方で、いつも明るく気さくに話しかけられるお姿に接してきました。私にとっては率直に意見を言っていただけの貴重な存在でした。

先生のご退職は、本学にとっても私個人にとっても誠に残念なことです。が、今後も大学図書館等を利用して精力的に研究を続けられるとのことですので、引き続きご指導を賜ることができるものと期待しております。先生におかれましては、今後ともご健康に留意され、ますます活発な研究活

動を続けられますよう祈念しております。

法学部長 上 谷 均